

大田市告示第 1 1 7 号

大田市国民健康保険条例（平成 1 7 年大田市条例第 1 1 8 号）第 1 2 条第 1 項、第 2 項、第 1 2 条の 6 の 6 第 1 項、第 2 項、及び第 1 2 条の 1 1 第 1 項、第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度の国民健康保険料率を次のとおり決定したので、第 1 2 条第 3 項、第 1 2 条の 6 の 6 第 3 項、及び第 1 2 条の 1 1 第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 1 8 日

大田市長 楫野 弘和

基礎賦課額の保険料率

1. 所得割	0. 0 9 4 0
2. 被保険者均等割	2 7, 3 0 0 円
3. 世帯別平等割	
ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1 8, 0 6 0 円
イ. 特定世帯	9, 0 3 0 円
ウ. 特定継続世帯	1 3, 5 4 5 円

後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

1. 所得割	0. 0 2 7 0
2. 被保険者均等割	7, 9 2 0 円
3. 世帯別平等割	
ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5, 2 8 0 円
イ. 特定世帯	2, 6 4 0 円
ウ. 特定継続世帯	3, 9 6 0 円

介護納付金賦課額の保険料率

1. 所得割	0. 0 2 4 0
2. 被保険者均等割	9, 3 0 0 円
3. 世帯別平等割	4, 5 0 0 円